

報道関係者 各位

令和5年10月17日(火)

【照会先】

愛知労働局労働基準部賃金課

賃金課長 平井 秀明

主任地方賃金指導官 高橋由里子

電話番号 052(972)0258

## 最低賃金の履行確保に係る監督指導結果

愛知労働局（局長 阿部<sup>あべ</sup> 充<sup>みつる</sup>）では、最低賃金の履行確保を図るため、令和5年1月から3月にかけて県内の14の労働基準監督署（支署）において、愛知県最低賃金に近い賃金額の労働者が多いと思われる業種等の事業場を中心に監督指導を実施しました。

今般、その結果を下記のとおり取りまとめましたので公表します。

愛知労働局においては、引き続き最低賃金について周知徹底を図るとともに、最低賃金法違反とみられる事業場に対しては厳正に指導を行ってまいります。

なお、令和5年10月1日から愛知県最低賃金は41円引き上げられ時間額1,027円に改正されています。

記

### 【監督指導結果の概要】

#### （1）監督指導の実施事業場数（別紙図表1）

645事業場

うち、最低賃金法違反があったもの 63事業場（全体の9.8%）

#### （2）最低賃金未満の労働者の状況及び違反の傾向

監督実施事業場の全労働者数（9,594人）のうち、愛知県最低賃金未満であった者は228人（2.4%）で、そのうち188人（82.5%）は女性であり、40人（17.5%）が男性である。（別紙図表2）

最低賃金未満であった228人を年齢別に見ると、65歳以上の労働者が全体の28.5%と最も多く、次いで40歳代の労働者が19.3%となっている。（別紙図表3）

最低賃金未満であった労働者のうち、8割以上が非正規の労働者であった。（別紙図表4）

最近5年間の監督実施状況については別紙図表5、令和4年に監督を実施した事業場のうち、主な業種の違反率は別紙図表6に示すとおり。

● 製造業 : 12.3%

● 卸売業、小売業 : 10.3%

- 宿泊業、飲食サービス業 : 10.5%
- 生活関連サービス業、娯楽業 : 17.9%

### (3) 監督実施事業場の最低賃金に対する認識 (別紙図表7)

監督を実施した645事業場のうち、「適用される最低賃金額を知っている」のは、580事業場(89.9%)、「最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている」のは、60事業場(9.3%)であり、「最低賃金が適用されることを知らなかった」のは、5事業場(0.8%)であった。

### (4) 違反事業場の最低賃金額以上を支払っていなかった理由 (別紙図表8)

最低賃金以上の賃金を支払っていなかった理由は、「最低賃金の改正を知っていたが賃金の改定をしていなかった」(18事業場、28.6%)で最も多く、次いで「適用される最低賃金額を知らなかった」(17事業場、27.0%)であった。

最低賃金額以上の賃金を支払っていなかった理由の中には、「売上減・コスト増により最低賃金を払うことができなかった。」「労働者本人との合意があれば最低賃金未満でも良いと思っていた。」等の回答があった。

## 【 厚生労働省・愛知労働局・労働基準監督署等の対応 】

### (1) 最低賃金制度及び最低賃金額についての幅広い周知

地方自治体の広報誌への掲載要請

経営者団体、事業者組合等への傘下事業主への周知要請

アルバイトを行う学生への周知を大学等に要請

金融機関、スーパー、コンビニ等へのポスター掲示依頼

外国人労働者向け周知のため、自治体外国人相談コーナー、在名古屋総領事館、日本語学校、

外国人技能実習生監理団体、輸入食材店等へのポスター掲示依頼

### (2) 最低賃金の履行確保を図るため、事業場に対する監督指導の実施

### (3) 業務改善助成金の利用促進をはじめとした賃金引上げに向けた支援施策、働き方改革推進支援センターの紹介等 (別添1参照)

### (4) 中小企業庁等関係省庁と連携し、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇や、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援など、中小企業・小規模事業者に対する賃金引上げに向けた支援策の周知及び活用促進を図る。(別添2、別添3参照)

愛知県の最低賃金額は、別添リーフレットを参照願います。

最低賃金には、地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の2種類があり、現在、愛知県では、地域別最低賃金として「愛知県最低賃金」が、特定(産業別)最低賃金として「鉄鋼業」、「輸送用機械器具製造業」が適用されています。

最低賃金は毎年見直しが行われています。

## 最低賃金法（昭和34年法律第137号）

### （最低賃金額）

第3条 最低賃金額（最低賃金において定める賃金の額をいう。以下同じ。）は、時間によって定めるものとする。

### （最低賃金の効力）

第4条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

3・4項（略）

### （最低賃金の競合）

第6条 労働者が2以上の最低賃金の適用を受ける場合は、これらにおいて定める最低賃金額のうち最高のものにより第4条の規定を適用する。

2項（略）

### （地域別最低賃金の原則）

第9条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2・3項（略）

### （地域別最低賃金の決定）

第10条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

2項（略）

### （地域別最低賃金の改正等）

第12条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

### （特定最低賃金の決定等）

第15条 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

2・3・4・5項（略）

第16条 前条第2項の規定により決定され、又は改正される特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならない。

### （罰則）

第40条 第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。

## 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果（令和5年1月～3月）

図表1 監督実施事業場数、同労働者数

	監督実施事業場数	違反事業場数 (最賃未滿)	違反割合(%) (違反事業場 / 監督 実施事業場数 × 100)	監督実施事業場 労働者数(人)	最低賃金未滿 労働者数(人)	違反割合(%) (違反事業場 / 監督 実施事業場数 × 100)
地域別最低賃金 適用事業場	634	63	9.9%	9259	228	2.5%
特定最低賃金 適用事業場	11	0	0	335	0	0
合計(すべて)	645	63	9.8%	9594	228	2.4%

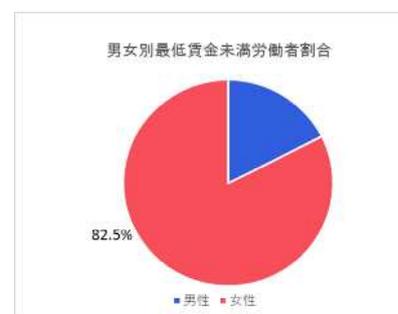
1

2

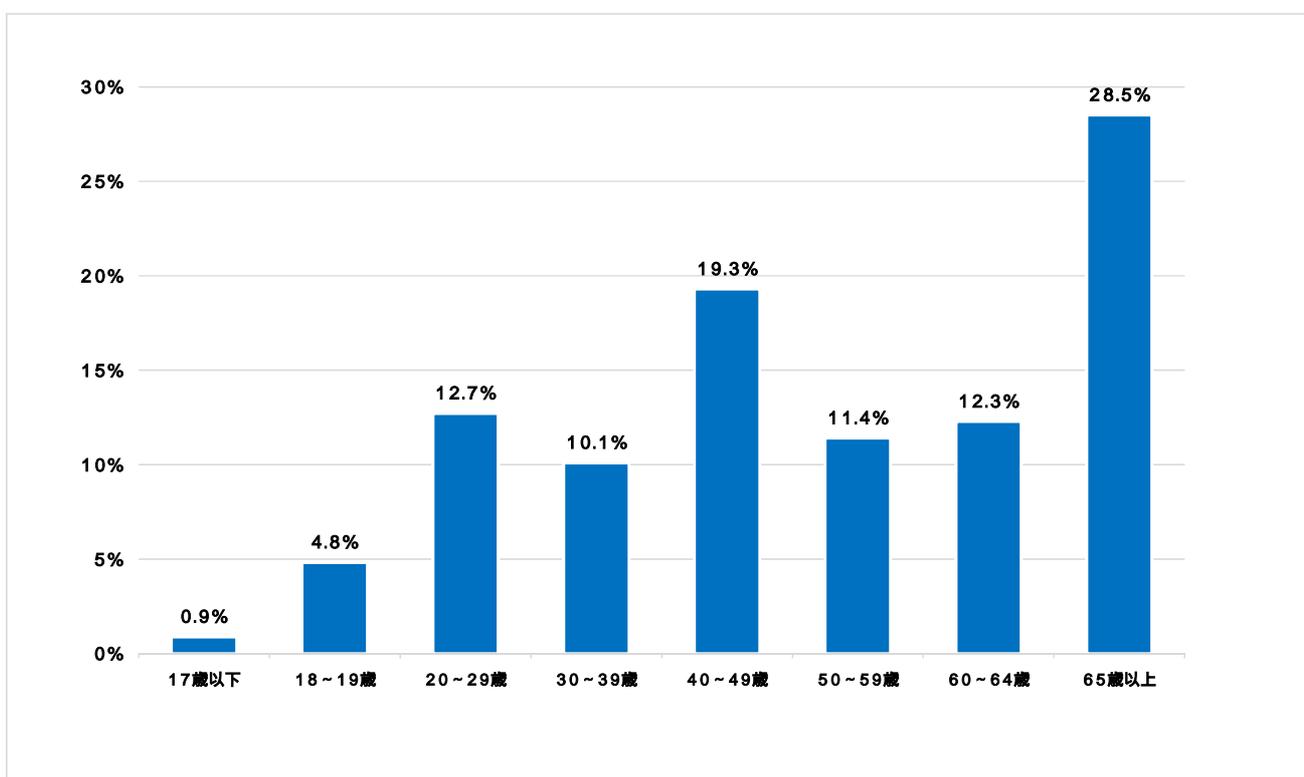
- 1 監督実施事業場数全体に占める割合である。
- 2 監督実施事業場労働者数全体に占める割合である。

図表2 男女別最低賃金未滿労働者数

	合計	う ち 男 性	う ち 女 性
最低賃金額未滿 労働者数(人)	228	40	188
男女割合(%)	100.0%	17.5%	82.5%



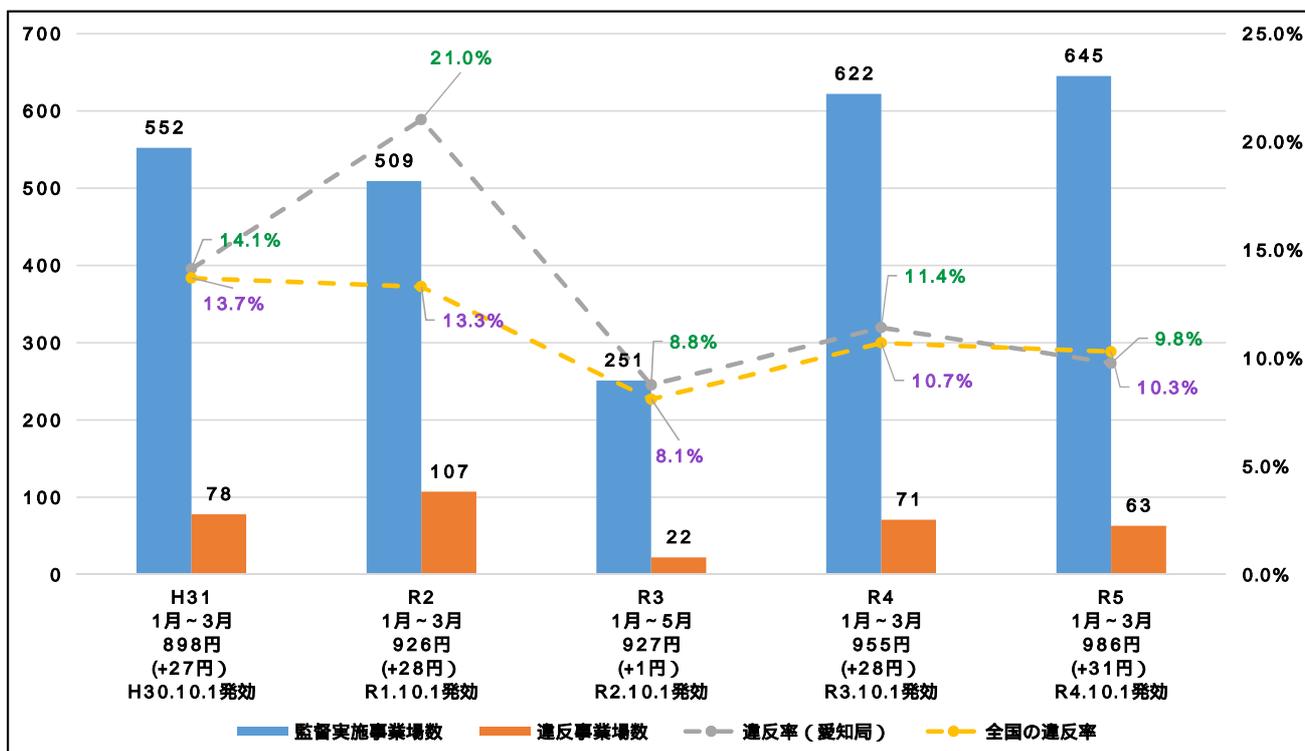
図表3 年齢別最低賃金未滿労働者割合



図表4 勤務形態別最低賃金未満労働者数

	正 規 雇 用	非 正 規 雇 用				合 計
		小 計	パ ー ト	ア ル バ イ ト	契 約 社 員 他 の	
最低賃金未満労働者数(人)	29	199	183	14	2	228
勤務形態別割合(%)	12.7%	87.3%	80.3%	6.1%	0.9%	100.0%

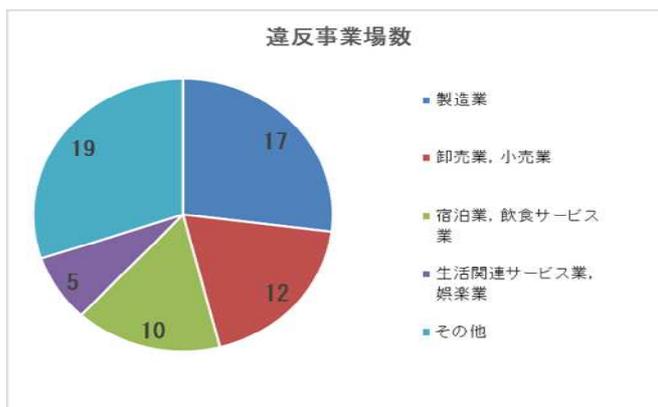
図表5 監督指導実施状況の推移



(注)令和3年は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づく事案など緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を一部延期した。

図表6 監督実施事業場数の業種別違反率

業 種	製 造 業	卸 小 売 業	宿 泊 業 ・ 飲 食 業	生 活 関 連 サービス 業 ・ 娯 楽 業	そ の 他
監督実施事業場数	138	117	95	28	267
違反事業場数	17	12	10	5	19
業種別違反率	12.3%	10.3%	10.5%	17.9%	7.1%



図表7 最低賃金に対する認識

認 識	事業場数	割 合 ( % )
適用される最低賃金額を知っている	580	89.9%
適用される最低賃金額を知らない	65	10.1%
最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている	60	9.3%
最低賃金が適用されることを知らなかった（最低賃金の存在を知らなかった）	5	0.8%
合 計	645	100.0%

図表8 最低賃金額以上を支払っていない理由（複数回答可）

理 由	事業場数 1	割合（%） 2
最低賃金の改定（金額・発効日）を知っていたが賃金の改定をしていなかった	18	28.6%
適用される最低賃金額を知らなかった	17	27.0%
売上減・コスト増により最低賃金額を支払うことができなかった	6	9.5%
賃金を時間額に換算して比較していなかった	3	4.8%
労働者から最低賃金額未満でも働かせて欲しいと申出があり、合意があれば最低賃金額未満でもよいと思っていた	4	6.3%
企業間取引（BtoB取引）の問題により、最賃額を支払うことができなかった（いわゆる「下請けたたき」を含む）	0	0.0%
パート・アルバイトには適用されないと考えていた	2	3.2%
労働能力が低い場合は適用されないと考えていた。	1	1.6%
高齢者には適用されないと考えていた	2	3.2%
その他	15	23.8%

1 複数回答のため事業場数の合計は違反事業数（63）を超え、割合合計も100%を超える。

2 違反事業数全体（63）に占める各割合である。